

新潟市立高等学校における通級による指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年12月9日付け28文科初第1038号文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」に基づき通級による指導を行う場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(通級の指導による定義)

第2条 通級による指導とは、高等学校又は中等教育学校（後期課程）に在籍する障がいのある生徒で、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な者（以下「通級生徒」という。）に対して、高等学校又は中等教育学校における特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）をいう。

(対象生徒)

第3条 前条に規定する通級生徒とは、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等がある生徒をいう。この場合において、その具体的な判断は、平成18年3月31日付け17文科初第1178号初等中等教育局長通知「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」及び平成25年10月4日付け25文科初第756号、文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」に定めるところによるものとする。

(通級指導教室の設置)

第4条 通級指導教室の設置については、別に定める「通級指導教室設置要領」によるものとする。

(通級による指導の形態)

第5条 通級による指導の形態は、自校（高等学校又は中等教育学校）に設置されている通級指導教室での指導によるものとする。

(通級による指導の実施)

第6条 通級による指導は、別に定める「新潟市立高等学校における通級による指導実施要領」により実施するものとする。

2 在籍校の校長は、通級生徒の決定、指導の開始、中止についての文書を管理し、新潟市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）に報告するものとする。

(教育課程)

第7条 通級による指導は、学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）によるものとする。

第8条 在籍校の校長は、通級生徒に係る特別の指導を、在籍校における当該生徒の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

(指導内容・指導時数)

第9条 通級による指導は、障がいの状態の改善又は克服を目的とするものとし、特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

第10条 通級による指導の授業時数は、年間35時間を1単位とし、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする。

2 通級生徒に係る週当たり授業時数は、当該生徒の障がいの状態を十分考慮して負担が過重にならないように配慮するものとする。

(指導要録)

第11条 在籍校の校長は、通級生徒に係る指導要録を管理するものとする。

2 指導要録には、通級による指導の記録等に基づいて必要事項を記載するものとする。

第12条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、別に新潟市立高等学校における通級による指導実施要領で定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。